

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
南伊豆町	南中地区（石井～加納）	令和3年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・高齢化や農業経営が成り立たない等により、後継者がいない農地の面積が中心経営体の引き受け意向のある面積より3.5ha多く、遊休農地化が懸念される。 ・場所によっては水はけが悪く、またほ場が小さい。 ・用排水路の老朽化が進んでいる。 ・中心的な担い手が少ないため、新たな担い手が参入しやすい環境を整える必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体1法人への集約を進めるため、大規模ほ場への転換を図る。転換が難しい小規模農地については、作業の効率化を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A(法人)	水稻	1.2 ha	水稻	2.2 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		1.2 ha		2.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等の方針

アンケートの結果、貸付・譲渡等を希望する面積は5.3haとなっている。耕作者と農地所有者で、ほ場整備についての話し合いを行っていく。

作業の効率化の方針

労働力の確保や作業分担の工夫等により、作業の効率化を図る。

水利に関する方針

効率的な用排水路の整備及び管理の方法を検討する。